

平成30年陸別町議会6月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成30年6月14日	午前10時00分	議長	宮川	寛
	散会	平成30年6月14日	午後1時11分	議長	宮川	寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲㊟ 公務欠席を示す	7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	渡辺三義		谷 郁 司			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 早坂政志			主任主査 吉田利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	野下純一		
	監査委員	飯尾清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木敏治	会計管理者	芳賀均		
	総務課長	高橋豊	町民課長	（芳賀均）		
	産業振興課長	副島俊樹	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保健康診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	空井猛壽		
教育長の委任を受けて出席した者の職指名	教委次長	有田勝彦				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第32号	池北三町行政事務組合理約の変更について
4	議案第33号	池北三町行政事務組合の解散について
5	議案第34号	池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分について
6	議案第35号	足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託について
7	議案第36号	平成30年度陸別町一般会計補正予算（第1号）
8	議案第37号	平成30年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
9	議案第38号	平成30年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
10	議案第39号	平成30年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
11	議案第40号	平成30年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（早坂政志君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成30年陸別町議会6月定例会を開会します。

会議に先立ち、北海道町村議会議長会からの表彰状の伝達を行います。

事務局長より、表彰を受けられた議員を紹介します。

○事務局長（早坂政志君） 御紹介をさせていただきます。

このたびの表彰は、6月12日に開催されました北海道町村議会議長会定期総会におきまして、北海道町村議会議長会表彰規程に基づき、自治功労者表彰を受けられたものであります。

それでは、表彰を受けられました議員を御紹介いたします。

町村議会議長として7年以上、また、町村議会議員として多年にわたり議員として在職されました宮川議長。

町村議会議員として15年以上、議員として在職されました谷議員の2名の方が受賞されました。

受賞されました、宮川議長、谷議員、並びに本田副議長は、演壇の前にお進みください。

それでは、宮川議長に対し、本田副議長より伝達をお願いいたします。

○副議長（本田 学君） 表彰状。陸別町議会、宮川寛殿。あなたは、多年にわたり議会議長として、地方自治の振興発展に寄与貢献され、その功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。平成30年6月12日、北海道町村議会議長会会長西村昭教代読。（拍手）

表彰状。陸別町議会、宮川寛殿。あなたは、議会議員として多年にわたり、議会制度の向上と地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされ、もって地方自治の発展に寄与貢献され、その功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。平成30年6月12日、北海道町村議会議長会会長西村昭教代読。（拍手）

○事務局長（早坂政志君） 続きまして、谷議員に対し、宮川議長から伝達をお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 表彰状。陸別町議会、谷郁司殿。あなたは、議会議員として15年以上にわたり、地方自治の振興発展に寄与貢献され、その功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。平成30年6月12日、北海道町村議会議長会会長西村昭教代読。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（早坂政志君） 自席にお戻りください。

○議長（宮川 寛君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係の諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 5月2日、第1回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしている書面のとおりの内容ですが、書面の中から1件、口頭で1件、御報告申し上げます。

1点目は、平成30年5月27日午前9時から町有林弥生団地において、陸別町開町100年記念、主催事業である町民植樹祭を開催しました。当日は好天に恵まれ、町民及び関係者を含め約100名の参加をいただき、ミズナラの苗木1,000本を植樹いたしました。会場には記念看板を立て、看板の裏には、参加者全員の氏名を記載することとしております。

2点目は、農作物生育状況についてであります。

平成30年6月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別製糖所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

今年の気象経過は、4月上旬は低温傾向、中旬以降は最高気温、平均気温ともに平年より高く推移し、日照時間も平年を上回りました。5月上旬は低温傾向、中旬以降は気温

が高く推移しました。上旬にまとまった雨がりましたが、中旬以降は好天が続き、日照時間も平年を上回って推移しました。日照時間は平年を上回る一方、降水量は少ない状況にあります。

秋まき小麦は、草丈、茎数ともに平年を上回っていますが、生育は平年並みです。出穂始めは平年並みの6月14日の見込みであります。

牧草は、萌芽期が平年より1日早く4月20日、平年は4月21日、その後の生育も平年並みで推移しております。6月1日現在の草丈は52.4センチと、平年の48.8センチに比べ、2日程度生育は進んでいます。一番草の収穫は、平年の収穫始め6月20日より早まりそうですが、天気次第の状況であります。

飼料用トウモロコシは、播種作業は平年並みに始まり、好天に恵まれ、順調に進み、平年並みに終了しています。出芽期は6月3日で、平年に比べ1日早くなりました。草丈、葉数ともに平年並みで、生育は順調です。

てん菜は、定植作業は5月上旬の降雨により、例年よりやや遅い5月10日から開始し、5月24日に終了しています。

直播の播種作業は、例年より早く4月27日から開始し、5月16日に終了しています。成育につきましては、5月中旬以降、平年より高い気温と日照時間も多かったため、平年よりもよい状況です。5月21日の霜により、直前に定植していた一部の圃場にて被害が発生し、補植作業を行っています。

なお、お手元に配付しております事業、業務、工事等の発注一覧につきましては、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

野下教育長。

○教育長（野下純一君）〔登壇〕 3月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

まず、書面の中から1点御報告いたします。

3月26日に陸別町教職員離任式を、4月4日には平成30年度陸別町教職員着任式を挙行いたしました。着任式では、4月1日付で新しく陸別小学校に着任されました鈴木教諭、千本教諭、平林教諭、大塚教諭、加藤事務主任に、また、陸別中学校に着任されました松本教頭、内山教諭、山田教諭、田町教諭、日笠教諭、松田事務主任の11名に対して、北海道教育委員会からの辞令を交付いたしました。着任されました11名の教職員には、陸別での御活躍を期待申し上げたところでありますが、うち陸別小学校に着任された千本教諭につきましては、自己都合により6月4日付をもって退職をしております。当該

教諭は、育児休暇に伴う期限付の採用であり、現在、後任を募集しております。

なお、本年度の教職員数は、陸別小学校が16名、陸別中学校が15名となっております。

小学校においては、特別支援学級が4学級から3学級になったことに伴い、定数が1名減となっております。また、中学校においては、加配措置が減となり、1名が減となっております。

次に、口頭で2点報告いたします。

1点目は、平成30年6月1日現在の児童生徒数について報告いたします。

陸別小学校は9学級で、普通学級が6、特別支援学級が4であり、児童数は101人です。内訳は、1学年が23人で普通学級22人、特別支援学級1人です。2学年は16人です。3学年は13人です。4学年は21人で、普通学級18人、特別支援学級3人です。5学年は14人で、普通学級13人、特別支援学級1人です。6学年は14人です。

陸別中学校は、6学級で普通学級が3、特別支援学級が3であり、生徒数は40人です。内訳は、1学年が13人で普通学級11人、特別支援学級2人です。2学年は14人で普通学級13人、特別支援学級1人です。3学年は13人で普通学級12人、特別支援学級1人です。

以上が、児童生徒数であります。

2点目は、平成30年3月、中学校卒業生の進路状況について報告いたします。

卒業生は17人であり、16人が高等学校進学であります。進学先の内訳につきましては、足寄高校が6人、本別高校が1人、管内の高校が2人、管外の高校が7人です。また、1名が就職活動中であります。

以上が進路状況であります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番渡辺議員、7番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、6月11日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成30年陸別町議会6月定例会の運営について、6月11日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、規約の変更等4件、補正予算5件の計9件であります。議会関係では、一般質問4名、意見書案2件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査について予定をしております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から6月15日までの2日間とすることに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。まず、議案第32号から第35号までの池北三町行政事務組合に関する4件についてであります。相互に関連すると認められることから、提案理由の説明、質疑を一括することとし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行うことにいたしました。

次に、議案第36号から第40号までの各会計補正予算についてであります。従前の例と同様に提案理由の説明を一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれ各会計、議案ごとに行うことにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月15日までの2日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月15日までの2日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

-
- ◎日程第3 議案第32号池北三町行政事務組合同規約の変更について
 - ◎日程第4 議案第33号池北三町行政事務組合の解散について
 - ◎日程第5 議案第34号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分について
 - ◎日程第6 議案第35号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託について
-

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第32号池北三町行政事務組合同規約の変更についてから日程第6 議案第35号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託についてまで4件を、関連あるものとして一括議題とします。

なお、質疑も一括することとし、討論、採決は議案ごとに行うこととしておりますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第32号から第35号まで、提案の説明をいたしたいと思いますが、本議案につきましては、5月2日開会の町議会第1回臨時会におきまして、行政報告をさせていただいておりますし、池北三町行政事務組合の構成町である本別町、足寄町も同様の議案となっております。

それでは説明いたします。

議案第32号池北三町行政事務組合同規約の変更についてですが、池北三町行政事務組合から、当該組合の解散に当たり、組合同規約の変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第33号池北三町行政事務組合の解散についてですが、池北三町行政事務組合から、当該組合の解散に当たり協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第34号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分についてですが、池北三町行政事務組合から当該組合の解散に当たり、財産処分の協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第35号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託についてですが、池北三町行政事務組合の解散に伴い、資源ごみ処理等に関する事務の管理及び執行を足寄町に委託するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第32号から第35号まで、4件を一括して提案いたします。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第32号から議案第35号まで、4件の議案について説明をいたします。

最初に、今回の関連4議案の提案に至る経緯につきまして、池北三町行政事務組合の沿革に触れつつ、その概要につきまして説明をいたします。

陸別町、足寄町及び本別町が共同で設置しました池北三町行政事務組合は、昭和62年4月より池北三町消防組合を母体としまして、足寄郡足寄町外二町十勝オンネトー青年の家組合と池北三町浄化センター組合を統合し、現在に至っております。この間、平成9年に北海道立足寄少年自然の家、通称ネイパル足寄の完成に伴いまして、オンネトー青年の家の事務を廃止しており、平成18年からは、し尿処理事務を十勝環境複合事務組合へ、ことしの4月からは十勝圏複合事務組合に統合されておりますが、そこで共同処理をしております。

さらに、平成28年にとちあ広域消防事務組合へ消防事務を移管して以降は、平成14年12月から追加しましたごみ処理施設及び小動物の焼却施設の設置、維持管理等の事務のみを行ってきているところであります。しかしながら、平成30年度末で最終処分場である埋立処分場が、ほぼ満杯となることから、池北三町行政事務組合並びに構成三町で検討、協議を重ねた結果、新たな施設の建設は困難との判断により、平成31年4月から、し尿と同様に、十勝圏複合事務組合が管理運営するくりりんセンターで、資源ごみを除くごみを共同処理することとなりました。

これにより、北海道が策定しました十勝管内を1ブロックとするごみ処理の広域化計画に沿った形となりまして、当該一部事務組合設立の目的が達成されましたことから、池北三町行政事務組合を解散し、くりりんセンターが受け入れできないとする資源ごみ処理等の事務を足寄町に承継するというので、組合並びに関係三町で合意に至ったところであります。

この結果を踏まえ、各協議につきましては、地方自治法第290条において、各地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されておりますことから、今回の提案となっております。

それでは、議案第32号池北三町行政事務組合同規約の変更についてを説明いたします。

議案集の1ページをごらんください。

条文を読み上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、池北三町行政事務組合同規約を次のとおり変更するであります。

ここで、議案説明資料のナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

新旧対照表で説明をいたします。

左側が変更前、つまり現行となっており、右側が変更後、つまり改正後となります。下線で示しているところが、今回改正する内容となっております。

左側の欄をごらんください。

まず、第13条を改正後で第14条としております。そして右側の欄になりますが、新たに事務の承継を規定する1条を第13条として加えるとしております。

内容を読み上げます。

第13条、組合の解散に伴う事務の承継については、ごみ処理施設（生ごみ処理施設、中間処理施設及び埋立処分施設）及び小動物焼却施設の設置、維持管理並びに地域周辺対策に関する事務を足寄町が承継するとなっております。

なお、条文にあります地方自治法第286条第1項につきましては、都道府県が入っていない一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。

ここで再び議案集の1ページをごらんいただきたいと存じます。

附則を読み上げます。

附則。この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するであります。

次に、議案第33号池北三町行政事務組合の解散についてを説明いたします。

議案集の2ページをごらんください。

条文を読み上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成31年3月31日をもって、池北三町行政事務組合を解散するであります。

地方自治法第288条につきましては、都道府県の含まれていない一部事務組合を解散しようとするときは、組合の設置の例により、都道府県知事に届け出をしなければならないと規定されております。

議案第33号の説明は、以上であります。

次に、議案集3ページをごらんください。

議案第34号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分についてを説明いたします。

条文を読み上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係町の協議の上、定めるものとする。

地方自治法第289条につきましては、一部事務組合が規約の変更や解散の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議により、これを定めるという規定となっております。

4ページの別紙をごらんいただきたいと存じます。

池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書となっております。

協議書の第1項で、財産を別添の調書のとおりと規定しております。組合の解散に伴いますので、全ての財産を5ページから12ページまでの調書に、土地、建物、工作物、設備等、車両、物品の分類別にして記載しております。なお、個々の説明は、省略させていただきたいと存じます。

4 ページ、協議書の第 2 項では、第 1 項で規定する財産を足寄町が承継するという規定であります。このただし書きにあります調書、第 6 項第 2 号に掲げる旧消防本部が管理していた物品は、足寄町に承継した後も現在と同様に、相互融通に資するという規定であります。

ここで、議案集 1 2 ページの一番下の表をごらんください。

いずれも各種訓練時に活用する物品でありますので、各町、調整の上で有効に活用しようとするものであります。

4 ページ、第 3 項では、財産処分の日を平成 3 1 年 3 月 3 1 日と規定しております。

第 4 項では、今後、疑義が生じたときや本協議書に定めのない事項については、関係町がその都度協議をするという規定となっております。

これで、議案第 3 4 号の説明を終わります。

次に、議案第 3 5 号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託についてを説明いたします。

先に条文を読み上げます。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、平成 3 1 年 4 月 1 日から資源ごみ処理等に関する事務の管理及び執行を足寄町に委託するため、別紙のとおり規約を定め、事務を委託するであります。

地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 につきましては、事務の委託を規定しておりまして、普通地方公共団体は協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託することができるという内容であります。

1 4 ページをごらんください。

陸別町と足寄町との間における資源ごみ処理等の事務委託に関する規約であります。

主要な部分のみ説明させていただきたいと存じます。

まず、第 1 条の趣旨であります。

組合の解散後につきまして、資源ごみ処理等の事務を効果的に推進するという観点から、今までどおり、これらを共同処理するために必要な事項を定めるという内容であります。

第 2 条では、委託事務の範囲を定めおりまして、第 1 号から第 3 号までに記載している各種事務を、足寄町に委託すると規定しております。

次に、第 4 条第 2 項の別表に定める負担割合について説明いたします。1 5 ページの下端、別表をごらんください。

縦に経費の区分、横に負担割合の区分となっております。1 行目が各施設の運営、維持管理については均等割が 2 5 %、搬入割が 7 5 %となっております。以下、それぞれの割合が示されておりますが、この割合は平成 1 4 年に、ごみの共同処理を始める際に協議して決めた割合を、そのまま継続する内容となっております。

次に、同じページの第 1 1 条で委任規定を定めおりまして、この規約に定めるものの

ほか、委託事務に関し必要な事項は、陸別町長と足寄町長が協議して定めるとしております。

次に、附則の第1項を読み上げます。

この規約は、平成31年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第32号から議案第35号までの説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第32号から議案第35号までの質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今、町民課長のほうから説明がありましたように、32号から35号までですか、池北三町行政事務組合についての議案ということでございます。

消防については広域連携により、ごみ処理については埋め立てごみが来年の3月31日で満了になるということで、いろいろと中身も変わってまいります。当然、このような状況になりますと、ごみ処理等の内容とか、その他いろいろな形で変わってくると思いますが、町民に対しての説明とか周知はどのように考えているのか。よろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 当然、いろいろな内容を、これから御協力をいただかなければならないことが多々あります。広報等でお知らせするほか、今後、説明会を開催して、そこで説明をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 今、町民課長が答弁したとおりですけれども、組合の本部のほうで、ガイドブックの印刷を発注しております。それが7月末になるかと思うのですが、ゲラが出てきますので、それを踏まえて、先ほど町民課長が言った町民説明会で、皆さんからいろいろと御意見などいただきながら、また、三町で話し合いをしてガイドブックを製本していくかということになります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、この4件の議案に関連いたしまして、さきの議員の質問とも幾分かぶる点もございますが、5点ほど質問させていただきます。

まず1点目でございますが、来年度から資源ごみ、小動物の焼却処理を足寄町に委託し

て、それ以外のごみについては十勝圏複合事務組合のくりりんセンターで処理することになるわけでありますが、その場合の分別、収集の方法、これに変更が生ずることになるのか。

それから2点目でありますが、塵芥処理費についてであります。今年度の当初予算では8,401万6,000円が計上されておりまして、内訳といたしましては、塵芥収集等業務委託料に3,642万8,000円、池北三町行政事務組合負担金が2,603万2,000円となっております。来年度からは2カ所で処理するということでもありますから、この経費負担が、どのように変化することが想定されているのかということでもあります。

それから3点目でありますが、足寄町に委託する資源ごみ等の処理について、これは現有の設備が稼働できる間のことなのか、それとも今後も設備更新を継続的に行って取り扱っていくのかということでもあります。

それから4点目でありますが、足寄町に承継されました財産についてであります。これには当座で共用の見込まれない機器も含まれていると思っておりますが、これを処分する段階で、これは承継された足寄町の条例に基づいて管理されるわけでありますが、この事務委託費に関する規約に定める関係町が、この処分について応分に負担することになるのかであります。

それから5点目でありますが、一般廃棄物の処理手数料、これは町民が負担する手数料であり、町条例で定めているところでありますが、この額に変更が生ずる可能性があるのか。

以上、5点についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） まず、第1点目の分別収集に関しての御質問であります。分別につきましては、現在、三町で行っている分別の方法というのは、焼却炉を有しない処分の方法ですので、埋め立てております。つまり今後につきましては、その埋め立てごみが、燃やすごみと燃やさないごみということに分別されることとなります。大きく変更されるのは、そういうところでありまして。ただし、今後、詰めていかないとならない部分がございますので、説明会までには、その辺をはっきりさせていきたいと思っております。つまり今、燃やすごみと燃やさないごみの中で、陸別町の独自の事情もございまして、受け入れ側が燃やすごみということで受けれますよと言っていますが、陸別町では資源ごみとしますよというものの中には含まれていますので、細かい点につきましては、今後、説明会等で詳細を説明させていただきたいと思っております。

それから、収集につきましては、いわゆる1週間のパターンというのがございます。例えばですが、今、生ごみというのが1週間に2回収しております。それから、埋め立てごみは1週間に1回収しています。それを今後、まだ決定はされておませんが、例えば燃やすごみの量がたくさんあるとすれば、1週間に2回生ごみの収集の日に燃やすごみを当てはめるとか、パターンはできるだけ変えないような形で、今、検討しているところ

であります。

それから、負担金の御質問であります。負担金につきましては、平成30年度につきましては、実は池北三町行政事務組合というのが、施設を建設したのが平成14年であります。平成14年から平成29年度まで、実は施設建設費の応分の負担をしておりました。起債を活用したわけですけれども、平成30年度はその起債の償還がありませんので、純粹に処分費の負担額というのが、議員のおっしゃった2,600万円ぐらいということになります。平成31年度につきましては、十勝圏複合事務組合に加入する際に、いわゆる施設建設費の応分の負担ということになります。加入負担金というのが発生します。

それは、金額はまだちょっと試算の段階で、正確な数字は申し上げられませんが、2,100万円から2,200万円ぐらい、試算が一旦出ておりますが、これはまた変更があるかもしれません。ただ、十勝圏複合事務組合に加入した場合は、それ以後の平成31年度から、今予定されているのは平成37年度まで、現在のくりりんセンターが稼働しますので、それが最初の加入負担金だけで済むという内容になります。1回の負担だけです。ですから、三町でやっていたときは、平成24年度から28年度ぐらいまでは、毎年3,200万円ぐらい施設の建設費の応分の負担をしておりました。全体では平成14年から4億円弱の負担を、陸別が応分の負担をしております。施設費ですね。それが年数はちょっと変わりますけれども、今後、7年間ですか、31年度から37年度まで、7年間につきましては二千数百万円で済むという比較になります。それから純粹な処分費の負担が2,600万円に対して、2カ所に、足寄町への委託料と十勝圏に払う負担金があるかというのは、今後、決まることですので、今回、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

それから、御質問の中にありました収集運搬の委託料につきましては、当然、今の距離から大幅にふえますので、人件費、それから燃料費とか、そういったものが変わってきますので、ふえることが予想されております。

それから、さらには分別の収集で一番ポイントになりますのが、現在、足寄の銀河クリーンセンターに、直接搬入していただいているケースがございます。31年度からにつきましては、足寄の銀河クリーンセンターにつきましては、陸別町民の方は搬入できなくなりまして、そのかわり下勲祢別にありますストックヤードに直接搬入していただくということになります。

現在、ストックヤードの開放といいますか、運営しているのが週3日間なのですね、今後につきましては理事者との協議になりますが、ストックヤードの開放時間を毎日にするのか、その辺を検討していかなければならない、今後の課題となっております。

それから、資源ごみ等の処理、継続につきましては、十勝圏複合事務組合というのが、平成8年度から八つの市町村が加盟して始めた処理であります。そこで資源ごみを処理しているのが八つだけでありまして、その後、浦幌町が加わりましたが、資源ごみの受け

入れ能力が八つでいっぱいだというので、今回、新たに三町が加わるにしても、資源ごみが受け入れられないという事情がございます。ですから、それを踏まえて三町で協議した結果、三町で共同処理するのが今のところ効率的だろうということで、三町で共同処理をするという前提で足寄町に委託をかけておりますので、今のところは今後もずっと継続していく考え方であります。

それから、除却費の応分の負担であります。これは議案の15ページをごらんいただきたいと思っております。

15ページの別表をごらんいただきたいと思っておりますが、下から3行目、ごみ処理施設・小動物焼却施設の新・改築費及び除却費は、こういう応分の負担をすると。それから、一番下の行になりますが、し尿処理施設もございますが、その除却費についても、この応分の負担をするという規定になっております。

それから、最後の御質問の手数料条例であります。これは指定袋を町民の皆さんに購入いただくということで、手数料をいただいているという形ではあります。これは行政のごみ処理の負担と町民の皆さんの負担というのが相関関係にありますので、極めて政策的な話となりますので、今後、理事者と協議しながら決定をしていきたいと思っております。決定して、もし変更となる場合は、当然、議員のおっしゃったとおり条例改正が必要になりますので、その際には議案として提案させていただくということになりますが、ちょっとまだそれは決まっております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま答弁いただきました5点については、現時点では説明が理解できる範囲だと、私は思っております。

それから、1点加えましてお聞きいたしますが、廃棄物処理の問題はどの自治体でも大きな行政課題になっているわけではあります。これまでもいろいろ唱えられておりましたが、その対応の一つとして減量化がよく話題に出るわけではあります。人口も漸減しているわけではあります。減量化が進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 当町は、先ほど来申し上げました14年の12月から、池北三町行政事務組合で共同処理をしております。それをきっかけとしまして、17分別というごみの分別を皆さんに御協力いただいております。17分別のうち、11分別というのが資源ごみであります。資源ごみというのをより選び出すというか、そういったものを選別していただく、分別して出していいただければいただくほど、ごみの減量化につながると考えております。行政がやるのは、そういったことでありまして、もう一つは、町民の皆さんの意識の中でごみの減量に協力していただくこともございます。それは例えば先進地でも、もう事例が出ておりますが、レジ袋を受け取らないということが、これもごみの減量化につながります。

国・道では、3Rという、英語の頭文字をとってリユース・リデュース・リサイクルという、そういったものを提唱しております。リサイクルというのは、資源を再利用するというか、例えばペットボトルを化学繊維にするとか再利用ですね。リユースというのは再利用ですね、修繕して直したりという、それでリデュースというのが、先ほど言いました例えばで言えば、購入時に買い物袋を自前の布の袋を持っていくとか、そういったことで減らす、削減するという、この三つのことが提唱されておまして、それは当町においてもいろいろな形で、できるだけ資源ごみを選別して出していただくということでもって、削減努力をしているという状況であります。

繰り返しになりますが、行政主導でやるごみの減量化と合わせて、町民の皆さんの御協力をいただいで減量化という、これが、力を合わせて減量に努めていくというのが、一番望ましいことかなと考えております。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑は終わります。

これから、議案第32号池北三町行政事務組合規約の変更についての討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第32号池北三町行政事務組合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第33号池北三町行政事務組合の解散についての討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第33号池北三町行政事務組合の解散についてを採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第34号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号池北三町行政事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第35号足寄町への資源ごみ処理等に関する事務の事務委託についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時08分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長より、教育関係行政報告の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

野下教育長。

○教育長(野下純一君) 大変申しわけありません。先ほどの教育関係行政報告の中で、陸別小学校の学級数についてであります。9学級で普通学級が6、特別支援学級が4ということで報告させていただきましたが、これは単純に特別支援学級は3の誤りでありますので、ここで訂正をさせていただきます。

大変申しわけありませんでした。

◎日程第7 議案第36号平成30年度陸別町一般会計補正予算
(第1号)

- ◎日程第 8 議案第 37 号平成 30 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）
 - ◎日程第 9 議案第 38 号平成 30 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - ◎日程第 10 議案第 39 号平成 30 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - ◎日程第 11 議案第 40 号平成 30 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
-

○議長（宮川 寛君） 日程第 7 議案第 36 号平成 30 年度陸別町一般会計補正予算（第 1 号）から日程第 11 議案第 40 号平成 30 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）まで 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 36 号平成 30 年度陸別町一般会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 898 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 1,246 万 1,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 37 号平成 30 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 385 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,282 万 7,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 38 号平成 30 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,249 万 6,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 39 号平成 30 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,003 万 6,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 40 号平成 30 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 159 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,510 万 8,000 円とするものであります。

以上、議案第 36 号から議案第 40 号まで 5 件を一括提案いたします。

内容については、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第36号から第40号まで一括説明をさせていただきます。

まず、議案第36号平成30年度陸別町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出11ページをお開きください。

11ページ、歳出であります。

冒頭、3点ほど申し上げたいと思いますが、今回の補正予算につきまして、各項目ごとに職員の人件費の補正がございます。まず1点目については、4月1日付人事異動、それから3月31日付で退職した職員1名に係る人件費の調整と全体的な精査による給料、手当の補正であります。

2点目は、手当のうち退職手当組合の負担率の改正がございました。今年度、1,000分の5の減額がございましたので、一般会計、特別会計も含めて退職手当組合の負担金についての減額補正がございます。

3点目ですが、例年6月定例会で申し上げておりますけれども、共済費の補正であります。例年のとおり、共済組合の負担金、あるいは社会保険料などについては、9月からの改正になるということがございますので、9月定例会で補正を考えてございますので、ここは例年どおりの説明になります。

それでは説明いたします。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会費については人事異動に伴う給料、手当の補正となります。

それから、次のページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、給料、手当、合わせて2,173万1,000円の減額となります。15節、機器更新工事102万6,000円の補正ですが、実は庁舎1階にあります電算室のエアコンは、平成12年の3月に設置をしまして、18年経過してきて部品などがございませぬし、特にことしの3月、4月からはふぐあいがございまして、室温の調整ができない状態になっておりましたので、このたびエアコンの取りかえ工事を行いたいと、そういったことで予算を計上しております。

5目の財産管理費25節積立金718万円ですが、ふるさと整備基金積立金595万円については、寄附、一般寄附5件で561万円、ふるさと納税分で10件34万円です。

それから、いきいき産業支援基金積立金 115 万円の内訳につきましては、農協への優先出資の配当金 80 万円、それから優良家畜導入貸付金繰り上げ償還分 33 万円、それからふるさと納税分 2 件 2 万円の内訳であります。

次のページになります。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金 1 万円は、ふるさと納税分の 1 件の寄附。地域福祉基金積立金 1 万円についても、ふるさと納税分の寄附 1 件であります。それから、給食センター管理運営基金積立金 3 万円については、ふるさと納税分の寄附 2 件。スポーツ振興基金積立金 3 万円については、ふるさと納税分の寄附 1 件でございます。

6 目の町有林野管理費 11 節消耗品 7 万 6,000 円。13 節委託料、野そ駆除事業 2 2 万円ですが、これは当初予算でも計上しておりますけれども、野そ駆除 2 回分に係る補正でして、まず 11 節においては薬剤単価の改正が 4 月からございまして、1 キロ当たり税込みで 230 円の単価増の改正がありました。したがって、164 キロを購入予定でありますので、その 230 円の 2 回分、それが 7 万 6,000 円。それから、委託料については 1 ヘクタール当たりの単価改正がございました。税込みで 1 ヘクタール当たり 540 円の改正増となりました。したがって、203.52 ヘクタール掛ける 540 円の 2 回分、22 万円の補正となります。公有財産購入費 5 2 万 1,000 円、土地購入費ですが、これは資料ナンバー 2 に町有林拡大事業ということで、箇所図を記載しております。土地が 6 万 5,437 平方メートル、一部立木も含まれますが、購入費 5 2 万 1,000 円です。なお、この町有林拡大事業につきましては、平成 23 年度から進めておりますけれども、今回の購入と過去の寄附 3 件もございしますが、現在まで、今回の購入を合わせますと、約 90 ヘクタールまで町有林の拡大をしてきているということになります。18 節備品購入費 6 万 3,000 円、管理用備品ですが、これは町有林管理用の 18 年に購入したデジタルカメラですが、故障等がございまして支障を来しておりますので、今回デジタルカメラ 1 台の更新でございます。

7 目企画費 19 節負担金補助及び交付金 20 万円の補正ですが、まず補助金として、太陽光発電設置事業 50 万円。当初予算で 1 件と繰越明許費で 1 件、2 件見ておりましたけれども、この 2 件を既に、両方受け付けをしております。現在、1 件の要望がございしますので、今回 1 件、計 3 件ということで、1 件追加で 50 万円の補正です。今後も毎年度、大体 3 件ぐらいを予算として考えていきたいなど、そのように考えております。交付金ですが、ラコーム市の姉妹友好提携交流事業、今年度、ラコーム市から訪問団が来る予定でありましたけれども、訪問が中止になりましたので、その減額 30 万円です。

9 目交通安全対策費、需用費 1 1 万 9,000 円、消耗品ですが、これは新任の交通指導員 1 名分の被服購入費であります。

12 目銀河の森管理費は手当の減額。

次のページ、2 項徴税費 1 目税務総務費、この科目についても手当の減額。

3 項戸籍住民基本台帳費においても、手当の減額となります。

次のページ、15ページですが、4項選挙費、この科目についても手当の減額。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、給料、職員手当、職員人件費で288万1,000円の補正となります。

次のページ、13節委託料、電算システム改修46万2,000円ですが、実は当初予算においても国保の広域化に伴う医療給付システムの改修、レセプトの併用化ということで、子ども医療、ひとり親、重度障害などの改修ということで、19節で計上しておりました。今回の補正につきましては、同じくレセプトの併用化に係るものでありますけれども、8月からの受給者証、それから請求事務取扱手数料などのシステムでレセプトが併用化されるということで、それに係るシステム改修費でございます。

なお、今回、13節委託料に科目がえしておりますのは、道の指導として、19節を13節に科目がえすることによって補助対象になると、そういったことで委託料で計上しまして、この2分の1分、23万円については、後ほど歳入のほうで説明をさせていただきます。それから、28節繰出金80万円については、介護保険事業勘定特別会計への繰出金になります。

2目老人福祉費19節負担金補助及び交付金、補助金の7万円、介護予防・日常生活支援総合事業運営事業でありますけれども、これはNPOに委託しております訪問型サービスAに係る従事者の給与改定が4月1日付でありました。その人件費の改正に伴う不足分7万円の補助金であります。

それから、2項児童福祉費2目児童福祉施設費、これは職員手当の減額であります。

次のページ、17ページですが、3項国民年金費についても職員手当の減額。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、給料、手当の補正であります。

18ページ、23節償還金利子及び割引料5万8,000円、国庫補助金等の返還金であります。平成29年度分の未熟児養育医療1名分の返還であります。29年度、対象者がいなかったということで、国庫補助金の返還であります。5万8,000円です。

それから、3項水道費2目水道費については28節繰出金、簡易水道事業特別会計への繰出金の減額。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、手当の減額。2目農業総務費、給料、手当の減額、合わせて836万5,000円の減額であります。

次のページ、4目畜産業費19節負担金補助及び交付金、負担金、家畜防疫事業323万2,000円の補正であります。実は、この負担金につきましては、陸別町家畜伝染病自衛防疫組合への負担金でありまして、内容としては家畜伝染病対策として、家畜伝染病対策互助会というものを平成26年に立ち上げております。そのときに、町が400万円、農協さんが400万円、家畜飼養農家さんが400万円、合わせて1,200万円です。

今回の補正につきましては、平成29年度分の精算に伴う不足分でありまして、不足分969万5,418円のうち、町、農協、家畜飼養農家さん、それぞれ323万1,806

円の負担ということで、三者合わせて1,200万円を今年度確保して、家畜防疫対策を行うと、そういう内容であります。

8目農畜産物加工研修センター管理費、これは手当1万1,000円の補正となります。

次のページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費、給料、手当733万2,000円の補正であります。

2目商工振興費19節負担金補助及び交付金、補助金、商工振興事業37万9,000円ですが、これにつきましては4月1日付けで、商工会の指導員の人事異動がございました。それに伴いまして、赴任された指導員の人件費について予算に不足を生じるということで、今回、37万9,000円の追加の補正となります。

4目公園費13節委託料、施設設備等整備16万7,000円ですが、イベント広場のサーキットにあります、パドックの屋外散水栓の交換業務であります。この散水栓につきましては、昭和61年9月ごろに設置をされておりまして、既に32年目を迎えております。それで実は5月20日にオフロードバトルがございましたけれども、そのときもちょっと支障がございまして、今回、取りかえの予算を計上したところでありまして。ちなみに8月5日には、全日本大会もございまして、大会に支障のないように、屋外散水栓の取りかえをしたいと考えてございます。

21ページ、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、給料、手当の補正でございます。

それから、5項下水道費につきましては、繰出金2万2,000円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

9款消防費1項消防費1目消防費、8節報償費24万7,000円ですが、退職報償金、3月31日で消防団員2名の退団がございまして、その報償金でございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、給料、手当の補正、337万1,000円の人件費の補正。21節貸付金、奨学資金168万円の追加であります。実は当初予算におきましては、高校生3万円の2人の12カ月で72万円と大学生等で5万円の5名の12カ月で300万円、合わせて372万円を計上しておりました。貸付額が確定しました。まず、高校生については3万円の3名の12カ月108万円ということで、1人増、36万円の増となります。それから、大学生等については、まず新規で5万円の6名の12カ月360万円ということで、まず新規で予算よりも1名増と、それと継続者で2万円の方が3名いらっしゃいます。12カ月72万円。合わせて不足分168万円を、このたび予算を計上するものでございます。

23ページ、5項保健体育費2目体育施設費13節委託料、設備改修55万6,000円ですが、実は町民プールの大プールのろ過用ポンプですが、今月の6月5日に業者が点検したときに、モーターが故障していることが判明しまして、ポンプが回らないということがわかりました。このポンプにつきましては、昭和56年の開設時から使用しているも

のでして、37年目になるということで、このたび急遽予算を計上しまして、オープンまでに交換をしたいと、そのように予算を計上させていただきました。

3目学校給食費は、手当の減額であります。

ちなみに24ページ、25ページについては給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で歳出を終わりにして、歳入、7ページをお開きください。

7ページ、歳入であります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、既定額20億4,730万3,000円ですが、内訳としては、普通地方交付税が18億6,730万3,000円、それと特別地方交付税1億8,000万円です。このたび普通交付税で81万4,000円を減額させていただきました。その補正後ですが、普通交付税が18億6,648万9,000円、それと特別交付税1億8,000万円で、合わせて20億4,648万9,000円となります。

13款国庫支出金2項国庫補助金4目教育費補助金1節教育総務費補助金1,627万4,000円につきましては、学校施設環境改善交付金ということで、このたび教員住宅一棟2戸の建設に係る補助金の内示がありました。それによりまして補正を計上してございます。

14款道支出金2項道補助金2目民生費補助金1節社会福祉費補助金、事務費補助金23万円、これは先ほど歳出で説明しました医療給付システムの2分の1分の補助金23万円です。

15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金80万円、これは優先出資配当金、農協へ1億円の優先出資をしておりますが、利率0.8%分で80万円の補正でございます。

16款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1節総務費寄附金296万円ですが、内訳としてふるさと整備資金295万円、これは寄附4件261万円とふるさと納税分10件34万円の内訳です。それから、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金1万円は、ふるさと納税1件分。2節教育費寄附金306万円。教育振興資金300万円は寄附1件。給食センター管理運営資金3万円は、ふるさと納税分が2件。スポーツ振興基金3万円は、ふるさと納税分が1件です。それから、3節民生費寄附金、地域福祉資金1万円、ふるさと納税分の寄附1件。5節農林水産業費寄附金2万円については、いきいき産業支援資金として、ふるさと納税分の寄附2件でございます。

次のページになります。

17款繰入金1項基金繰入金3目ふるさと整備基金繰入金、これは国際交流事業、カナダのラコーム市からの訪問団、中止にともなって取り崩しをしていた11万円を基金に戻す補正予算。

4目いきいき産業支援基金繰入金、家畜防疫事業に充当190万円。これは家畜伝染病

対策互助会への負担金の財源となります。

8目公共施設等維持管理基金繰入金、これは庁舎1階の電算室のエアコン取りかえ工事に係る財源60万円でございます。

19款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入、優良家畜導入貸付金繰り上げ償還分33万円です。これは牛1頭分でございます。

4項雑入3目雑入7節雑入、北海道交通安全指導員連絡協議会助成金2万円、これは歳出で説明をしました、新任交通指導員1名分に係る被服購入費の助成金でございます。

次のページになります。

20款町債1項町債6目教育債1節教育総務債1,630万円の減額、教員住宅建設事業でございます。先ほど、説明しました教員住宅一棟2戸の建設に係る国庫補助金の内訳がございましたので、その分、起債の1,630万円の減額でございます。

以上で歳入を終わります、5ページをお開きください。

5ページは、第2表地方債補正になります。

変更です。過疎対策事業であります、補正前、限度額が3億2,880万円、補正後限度額3億1,250万円、補正前、補正後で限度額で1,630万円の減額でございます。これは、先ほど事項別明細書でも説明をさせていただきました。

それでは次のページになります。6ページです。

6ページで、3行目の教員住宅建設事業、補正前が5,560万円ですが、補正後は3,930万円ということで、ここで1,630万円の減額、限度額を補正しております。

補正前、補正後の利率については、ここに記載のとおりでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります、次、議案第37号の説明に移ります。

議案第37号平成30年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、歳出であります。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、共済費については一般職の共済費、共済組合費、追加費用、次のページの事務費負担金まで、共済費については合わせて114万3,000円の減ですが、給料、職員手当を合わせると614万2,000円の減額になっております。実は、御存じのとおり、診療所において看護師1名を募集してございましたけれども、現在も応募者がございません。あわせてパートの看護師を募集しておりますけれども、応募者がございません。

したがって、今回は看護師の健康管理上の問題もございまして、予算計上しております1名分の看護師の人件費を減額させていただいて、その分、今、人材派遣紹介所から1

名の方が4月から来ております。もう1名の方も急遽4月からお願いして、現在、人材派遣紹介所から、2名の派遣の看護師さんに来ていただいております。今回、補正によりまして職員1名分の減額と、次のページ以降になりますけれども、共済費の社会保険料215万8,000円。賃金、臨時看護師賃金597万6,000円。9節旅費、普通旅費80万円、これは赴任旅費でございます。今回、4月からの人材派遣、人材紹介所からの看護師2名の派遣について、不足分をこのたび追加させていただきました。

当初予算では、派遣看護師1名に係る10カ月分の予算を、共済費、賃金、旅費等を計上してございました。今回、既定予算の中でも4月から2名ということで配置をしておりますけれども、その不足分、14カ月分にかかわる部分、共済費、賃金、旅費を今回計上させていただきました。手数料についても当初予算では20%、92万2,000円を計上しておりましたけれども、今回、派遣する紹介所のほうへは20%の方が1人と10%の方が1人ございまして、手数料についてはまだ確定ができませんので、9月以降に予算の計上を考えているところでございます。

11節から19節までについては、派遣看護師1名の住宅に係る補正予算であります。経過等を若干説明させていただきたいと思いますが、今、言いましたように派遣看護師は2名でございます。派遣看護師用の住宅というのは、派遣を受ける側で住宅を確保することになります。その住宅は家財道具、電化製品等を全て完備したものでありまして、派遣して来られる看護師が、かばん一つで身軽に赴任をしてくるという状況でございます。これは派遣を受けている自治体は、全て同じ状況だと聞いております。

現在2名おりますが、1名については共栄第1の看護師宿舎、元の医師住宅を改修して分けたところにおりますが、二人目の方は今月いっぱい、6月いっぱいまでは東1条2区のちょっと暮らし住宅に、仮に入っております。7月以降に、ちょっと暮らし住宅には移住体験者が来る予定になっておりまして、あわせて恩根内のちょっと暮らし住宅のほうにも7月からは体験者が来る予定になっておりまして、7月以降入る住宅がないというのが現状でございます。

したがって、そこら辺を改善するためには、どうするかということになりますけれども、御存じのとおり、7月以降の住宅がないということでありますので、今、あいている移住産業研修センターの1室を、予算を計上してありますけれども、備品関係、消耗品関係をそろえて一時的に住んでいただいて、今年度以降も、1年以上になるかわかりませんが、そういうふうにして確保していきたいと。

一方、実は今の医師住宅に職員が入っております。11月中ごろまで入っていて、それ以降は退去をする予定になっておりまして、できれば退去後にそこを改修して、派遣看護師の住宅を確保して、住宅が広いものですから、間仕切りをつくって広い分を書庫に活用して、改修できればいいのかなというふうに思っております。そうした場合に、二つ目の看護師住宅が確保されたときに、今回、購入している消耗品ですとか、備品関係、そういうものをそちらのほうに移設をして対応していきたいなど。今回、緊急避難的な措

置であるということをもまず御理解をいただきたいなど、そのように思っているところでございます。

それで11節需用費、19万6,000円については、消耗品費5万円、燃料費5万4,000円、光熱水費9万2,000円の計上であります。それから、役務費として手数料、クリーニング、これは布団のクリーニングですが、6,000円。委託料、清掃業務1万円。それから、使用料及び賃借料、まず使用料でテレビ受信料で2万3,000円、次のページで土地建物等使用料22万5,000円、これは月2万5,000円の7月から3月までの9カ月分であります。その下に○で賃借料とありますが、これは削除をお願いしたいと思います。

それから、18節備品購入費42万5,000円は、管理用備品でございます、液晶テレビ、テレビ台ですとか、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、洗濯機、掃除機、扇風機、カーテンなど42万5,000円の計上。それから、19節負担金補助及び交付金18万円については、移住産業研修センターの賄い費負担金、月2万円の9カ月、7月から来年の3月分までの18万円でございます。

なお、8ページ、9ページに給与費明細書がございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

歳入の4ページに移ります。

歳入、4ページですが、6款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金284万6,000円の補正。

7款諸収入1項雑入1目雑入2節雑入で101万1,000円、社会保険料の個人負担分が87万6,000円、住宅使用料個人負担金13万5,000円。これは移住産業研修センターの負担金ですが、1日500円の30日の9カ月分、13万5,000円でございます。

以上で、議案第37号の説明を終わり、次、議案第38号の説明に移ります。

議案第38号平成30年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、手当、退職手当組合費ですが、2万3,000円の減額であります。

6ページ、7ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

歳入、4ページをお開きください。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金ですが、財政対策分で 2 万 3,000 円の減額でございます。

以上で、議案第 38 号の説明を終わりました、次、議案第 39 号の説明に移ります。

議案第 39 号平成 30 年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、5 ページをお開きください。

5 ページ、歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、手当で退職手当組合費 2 万 2,000 円の減額でございます。

6 ページ、7 ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

歳入、4 ページをお開きください。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金、財政対策分で 2 万 2,000 円の減額でございます。

以上で、議案第 39 号の説明を終わりました、次、議案第 40 号の説明に移ります。

議案第 40 号平成 30 年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、5 ページをお開きください。

5 ページで、歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 19 節負担金補助及び交付金 159 万 9,000 円の補正です。負担金、北海道自治体情報システム協議会であります。これは介護保険システムの改修費でございます、まず、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、これは昨年 5 月 26 日に成立しまして、6 月 2 日に公布されました。施行は、ことしの 8 月 1 日から施行となります。それからもう一つ、介護保険法施行令等の一部を改正する政令、これがことしの 3 月 22 日に公布されまして、施行が同じくことしの 8 月 1 日でございます。

それで内容としては、高額介護、高額介護予防サービス費の見直しの一つ。二つ目が一定の所得を有する第 1 号被保険者に係る利用者負担金の見直し、これは 65 歳以上で、自己負担割合が 2 割である方が、特に所得の高い方は 3 割にしますよと、そういう改正でございます。それからもう 1 点が、介護医療院に係るシステム改修でございます。これら合

わせて159万9,000円の補正です。これは8月1日からの法律施行に伴う予算の計上ということで、御理解をいただきたいと思います。

以上で、歳出を終わりました。歳入、4ページをお開きください。

2款国庫支出金2項国庫補助金3目事業費補助金、これはシステム改修事業補助金です。今の歳出、システム改修費155万9,000円の2分の1分、79万9,000円の歳入補正。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、事務費繰入金です。80万円。

以上で、議案第36号から議案第40号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ちょっと早いのですがけれども、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第36号平成30年度陸別町一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、11ページからを参照してください。

1款議会費11ページから、2款総務費15ページ中段まで。

ありませんか。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 13ページの町有林野管理費の関係で、今回、土地購入を、説明書では約6ヘクタールほどなのですが、説明の中で立木が何ぼかあると言っていましたけれども、この土地に関してどういう樹種が生えているのか、何年生なのか。それと、今後、これをいわゆる林業として、町有林として管理する場合に、どのような目標を持って考えているのか、その点についての説明をお願いします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 購入予定地の立木の関係ですが、主にカラマツの伐採跡地になりますけれども、立木が残っているのが、カラマツ9年生が1.24ヘクタール、トドマツの47年生が、面積はもっとすごく小さいのですが、数量で30立方メートルほどというふうになっております。

この所在地は、川上駅の手前のほうになりますけれども、旧鉄道林で、現在、町有林として管理している林地に隣接している土地でありまして、今後、伐採跡地については植栽をするような形になっていきます。

それと、カラマツの若齢林については今後、適宜、町有林の経営計画に組み入れまし

て、間伐等をして管理していくような形になっていくこととなります。

あと、トドマツの47年生につきましても間伐等は、今後も現地を見ながらというふうになりますけれども、主伐までそのままということも考えられます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の説明でカラマツの場合、10年1齢ということらしいのですが、9年ということですから1齢期で、心配するのは今のマツクイムシの関係なのですか、そういうことの被害というか、被害までいかないかもしれないけれども、そういうものは見られないですか、影響。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） もともと、もうちょっとカラマツの高齢林といいますか、30年から40年ぐらいの林があったわけなのですが、そこが虫も含めていろいろな気象災も受けて伐採してしまったという跡地であります。このカラマツ9年生は、まだそこまでの被害は受けていないということで、ある程度被害を受けたものについては、今後、間伐的な手法で手入れをしていくような形になるかと思われまます。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、3款民生費15ページ中段から、4款衛生費18ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、6款農林水産業費18ページ上段から、9款消防費22ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、10款教育費22ページ上段から、最終23ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切ったの質疑が終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから10ページを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。5ページから6ページを参照し

てください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるもののみに限定いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第36号平成30年度陸別町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第37号平成30年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページまでを参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第37号平成30年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第38号平成30年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第38号平成30年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第39号平成30年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第39号平成30年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第40号平成30年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第40号平成30年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時11分